

○紀北町水道水源保護条例
平成22年6月18日条例第9号
改正
平成29年3月21日条例第10号

紀北町水道水源保護条例

(目的)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、紀北町民（以下「町民」という。）が安心して飲める水を確保するため、紀北町（以下「町」という。）の水道に係る水質の汚濁を防止し、その水源を保護し、もって町民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水源 法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る地域で、水道の原水の取り入れに係る区域をいう。

(2) 水源保護地域 町の水道に係る水源の周辺及びその上流地域で、紀北町長（以下「町長」という。）が指定する区域をいう。

(3) 水源の枯渇 取水施設の水位を著しく低下させることをいう。

(4) 対象事業 別表に掲げる事業をいう。

(5) 規制対象事業場 対象事業を行う事業場のうち、水道に係る水質を汚濁させ、若しくは水源の枯渇をもたらし、又はそれらのおそれのある事業場で、第7条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。

(町の責務)

第3条 町は、水道に係る水質の汚濁の防止に努め、水源の保護に係る施策を実施しなければならない。

(町民等の責務)

第4条 町民は、水質汚濁の防止、節水等に心掛け、自ら進んで水源の水質の保全に努めなければならない。

2 何人も、水道に係る水質の汚濁の防止に努め、町が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が水質に与える影響に鑑み、水質の汚濁の防止に努め、自ら進んで水源の水質の保全に必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、水道に係る水質の汚濁の防止に努め、町が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護地域の指定)

第6条 町長は、この条例の目的を達成するため、水源保護地域を指定することができる。

2 町長は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ紀北町水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 町長は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ20日以上期間を定め、水源保護地域を示す図書を縦覧に供ししなければならない。

4 町長は、縦覧の場所及び前項に規定する期間を公示するものとする。

5 町長は、第3項に規定する縦覧期間経過後、審議会の意見を聴かななければならない。

6 町長は、第1項の規定により、水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに公示するものとする。

7 本条の規定は、前1項の規定を除き、水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合についても準用する。

(事前協議及び措置等)

第7条 水源保護地域内において対象事業を行おうとする者（以下「対象事業者」という。）は、あらかじめ町長に協議するとともに、関係地域の町民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を執らなければならない。

2 町長は、対象事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置を執らず、若しくは執る見込みがないと認めるときは、当該対象事業者に対し期限を定めて当該協議をし、又は当該措置を執るよう勧告するものとする。

3 町長は、第1項の規定による協議の申し出があった場合において、審議会の意見を聴き、規制対象事業場としての認定の可否を決定し、対象事業者に対し速やかに通知するものとする。

4 前3項の規定は、対象事業を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようとするものについて準用する。

(事前協議終了前の着工の禁止)

第8条 何人も、前条第3項の規定による規制対象事業場と認定しない旨の通知を受けるまでは、水源保護地域内において当該事業場に係る工事を行ってはならない。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第9条 水源保護地域において、何人も規制対象事業場を設置してはならない。

(承継)

第10条 対象事業者から第7条の申出に係る対象事業場を譲受け、又は借受けた者及び相続又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該申出をした者の地位を承継する。

(中止命令等)

第11条 町長は、第7条第1項の規定による事前協議をせず、関係地域の町民に対し説明会の開催その他の措置を執らず、対象事業を行った者に対し、当該対象事業の実施の中止を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定による中止命令と併せて、又はこれに代えて、当該者に対し、相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第12条 町長は、水源保護地域内において、対象事業を行う者に対し、排水処理施設等の状況、汚水等の処理方法を必要に応じ報告を求め、又はその職員あるいは町長の指定する者をして施設に立入り、公共用水域に排出される汚水及び廃液の検査をさせることができる。

2 前項により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(改善命令等)

第13条 町長は、水源保護地域内の対象事業場の排出口において、排水基準に適合しない排水を排出しているときは、その者に対し期限を定めて施設の構造、使用方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、その施設の使用若しくは排水の排水の一時停止を命ずることができる。

(指導等)

第14条 町長は、水源保護地域内において対象事業を行う者に対し、事業場からの排水等について、必要な指導、助言又は改善勧告を行うことができる。

(措置要請)

第15条 町長は、町の行政区域外において、対象事業を行おうとする者があることを知り、その地域が町の水源保護のため適切な措置を講ずる必要があると認めたときは、関係地方公共団体に対しその措置を要請するものとする。

(審議会の設置)

第16条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、審議会を設置する。

2 審議会は、町の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査及び審議する。

3 審議会は、前項の調査及び審議において、参考人を招致して意見を求めることができる。

(組織)

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第20条 審議会の会議は、町長の求めに応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、水道課において処理する。

5 第16条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委員の報酬及び費用弁償)

第21条 委員の報酬及び費用弁償等の額及び支払い方法については、紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀北町条例第37号）の定めるところによる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の規定に違反した者

(2) 第9条の規定に違反した者

(3) 第11条第1項の規定による事業の中止命令に違反した者

(4) 第11条第2項の規定による原状回復命令又は措置の命令に違反した者

(5) 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(6) 第13条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第6条及び第16条から第21条までの規定は、公布の日から施行する。

(紀伊長島町水道水源保護条例等の廃止)

2 紀伊長島町水道水源保護条例（平成6年紀伊長島町条例第6号）及び海山町水道水源保護条例（平成7年海山町条例第6号）は廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の紀伊長島町水道水源保護条例又は海山町水道水源保護条例の規定によりなされた処分、手続その他行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。ただし、新条例による水道水源保護地域の指定がなされるまでは、旧条例による水道水源保護地域を適用する。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成29年3月21日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象事業

1 産業廃棄物処理業

2 採石業

3 汚染土壌処理業

4 前3号に掲げるもののほか、水質を汚濁させ、又は水源の枯渇をもたらすおそれのある事業であって規則で定めるもの。